

保護林内の貸付地の取扱いについて

令和7年3月6日
北海道森林管理局

目次

- 1 保護林内の貸付地の取扱いについて・・・ 1～4

1 保護林内の貸付地の取扱いについて－1

保護林の適切な管理の一環として管内の保護林の現況を確認したところ、一部の保護林内に、国道や道道などの道路用地又は、送電線鉄塔など電気事業用地等の公用、公共用又は公益事業の用に供するなどの貸付地が含まれていることを確認したところ。

このことから、森林生態系保護地域、生物群集保護林及び希少個体群保護林の区域内に貸付地がどれだけ含まれているか改めて調査したところ、約300か所、面積で約150haの貸付地が存在していることが判明した。

本来であれば、これら貸付地については、保護林として取り扱うべき箇所ではないことから、保護林から除外して管理していくべきと考えているところ。

については、該当する保護林内の貸付地について、必要な作業を行った上で、P4で記載した方向性による手続きを進め、最終的には本委員会で報告したい考え。

なお、保護林から除外する場合については、基本的に森林計画の樹立時での手続きを進める予定とし、場合によっては森林計画の変更での手続きを行う場合もあるものと考えている。

* 資料として、次のとおり。

- ・ 保護林内にある貸付地について（森林管理署・保護林タイプ別）
- ・ 保護林内にある貸付地について（利用形態・保護林タイプ別）
- ・ 処理方法（案）

1 保護林内の貸付地の取扱いについて - 2

保護林内にある貸付地について（森林管理署・保護林タイプ別）

（単位：h a）

区分	森林生態系保護地域						生物群集保護林		希少個体群保護林		計	
	保存地区		保全利用地区		小計		箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
署別	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積						
石狩			2	0.13	2	0.13					2	0.13
空知							1	0.07			1	0.07
日高北部	8	2.92	58	33.05	66	35.97					66	35.97
日高南部	5	0.54	22	34.93	27	35.47					27	35.47
宗谷							36	5.32			36	5.32
上川中部	12	0.58	34	19.71	46	20.29	3	0.05	1	0.10	50	20.44
上川南部	19	2.63	25	4.91	44	7.54					44	7.54
網走南部	14	4.52	41	10.34	55	14.86			1	0.08	56	14.94
根釧西部							1	0.02			1	0.02
根釧東部			33	6.38	33	6.38					33	6.38
十勝西部			2	1.32	2	1.32					2	1.32
東大雪	2	0.04	8	15.25	10	15.29					10	15.29
檜山							5	0.73			5	0.73
後志									9	3.42	9	3.42
計	60	11.23	225	126.02	285	137.25	46	6.19	11	3.60	342	147.04

1 保護林内の貸付地の取扱いについて - 3

保護林内にある貸付地について（利用形態・保護林タイプ別）

（単位：h a）

区分	森林生態系保護地域			生物群集保護林	希少個体群保護林	合計	備 考
	保存地区	保全利用地区	小計				
道路用地	2.99	75.03	78.02	1.04	2.92	81.98	国道、道道、市町村道
電気事業用地	0.22	30.40	30.62	0.16		30.78	送電線鉄塔、送電線路
農業用水施設				1.50		1.50	農業用排水路
漁業施設等	4.08	1.70	5.78			5.78	船揚げ場、干場、作業場等
中継施設等	0.02	0.96	0.98			0.98	無線中継所
取水施設等	0.16	3.71	3.87	0.11		3.98	上水道、簡易水道
温泉施設等	0.01	1.19	1.20		0.43	1.63	温泉建物、泉源施設、配湯管等
管理用道路		2.92	2.92			2.92	貸付地の管理用道路
ダム管理施設		0.01	0.01			0.01	ダム管理施設
園地等	0.57	2.53	3.10			3.10	公園園地、トイレ施設、公園管理棟等
山小屋等	0.23	0.20	0.43			0.43	山小屋、テント場
砂防堰堤等	0.37	4.31	4.68	0.88		5.56	砂防堰堤、堰堤
災害対策等	0.24	0.21	0.45	0.56		1.01	火山監視カメラ、地震計、土石流監視ケーブル等
登山道等	1.72	1.50	3.22	1.92		5.14	登山道、遊歩道
その他	0.62	1.35	1.97	0.02	0.25	2.24	その他（署へ確認する）
計	11.23	126.02	137.25	6.19	3.60	147.04	

1 保護林内の貸付地の取扱いについて - 4

処理方法（案）

保護林内の貸付地

- ・ 農業用排水路
- ・ 国道や道道など道路用地
- ・ 送電線鉄塔など電気事業用地
- ・ 無線中継所など中継施設等
- ・ 上水道など取水施設等
- ・ 山小屋やテント場など山小屋等
- ・ 船揚げ場や干場など漁業施設等
- ・ 温泉建物など温泉施設等
- ・ 公園や園地、トイレなど
- ・ ダム管理施設など

- ・ 登山道など歩道
- ・ 火山監視カメラなど災害対策等
- ・ 砂防堰堤など

* 今後の取扱い

保護林として機能を持続的に発揮すべき森林として、継続するかどうか評価して決定する。

- ・ 恒久的施設
- ・ 生活環境施設
- ・ 産業利用
- ・ レク利用

保護林から除外

* 貸付から返地された場合、編入を検討する。

- ・ 保護林と一体的に取扱う
- ・ 保護林を保全する施設

保護林として継続